


令和3年6月30日


独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進 殿

独立行政法人日本学術振興会

監事

小長谷有系 

監事（非常勤）

西島和三 

令和2年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和2年度における業務執行状況および会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第19条第4項および独立行政法人日本学術振興会に関する省令第1条の2に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 監査の方法およびその内容

令和2年9月11日付で提出した監査計画に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら情報の収集に努め、令和2年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、通常通り、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。また、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視した。とりわけ、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、諸大学等において研究推進が困難になっている状況をふまえて、さまざまなプログラムの応募締め切り延期等の柔軟な措置を速やかに実施するよう理事長のリーダーシップを支援した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、令和3年4月（電子メールによる会議方式）および5月の計2回開催された契約監視委員会を主催し、令和2年度に学振において発注した物品・役務等に係る契約の適正さについて事後点検を行った。

令和2年度の重点項目として、「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」「新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務の対応」を設定した。前者については、＜我が国における研究を止めるわけにはいかない＞という意識を共有し、感染を防止するという観点に加えて、将来的な変革につながるかという観点に立って監査を行った。また後者については、困難に直面している研究状況への対応のみならず、中止や延期を余儀なくされた学振自身の諸活動に代えて、人材および資金の適切な再配分がなされたかを監査した。

II 監査の結果

1. 業務執行について

(1) 法令等に従った業務執行および中期目標達成に向けての実施状況

【総括的監査意見】

役員会、評議員会をはじめとする重要な会議に出席し、学振全体の運営および各事業部の業務執行状況を確認した。運営および業務は、学振の設置目的および法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標の着実な達成に向けて効果的に実施されている。本年度は第4期中期目標期間の3年目にあたり、順調に進捗していると評価される。

特筆すべきこととして、以下の3点が挙げられる。

【人材確保について】

職員の3分の1が2～3年のサイクルで新規に入れ替わるという独特の人事環境のもとで、振興会プロパー人材の新規採用、能力開発のための配置転換が積極的に行われた。こうした恒常的な組織的努力により、専門性と総合性を兼ね備えた人材の育成が果たされると思われる。

【若手研究者の支援】

新型コロナウイルス感染拡大防止措置の長期化に対して、国内外の措置を継続した。とりわけ、海外渡航中および渡航準備中の若手研究者の身分上の処遇等について、当事者の状況を個別的に親身に把握し、人道的な対応による制度上の課題を克服した点は今年度も再度、特筆するに値する。

また、かねてより課題となっていた特別研究員の保険について制度的な支援を決定した。

【男女共同参画の取り組み】

学振は、自組織の職場環境を対象とするのみならず、学術の振興を目的として学界における女性の活躍を促進する役割を果たさなければならない。このような二重の目的を担って、昨年度に策定された男女共同参画推進基本指針に基づき、具体的な活動が開始された。

(2) 組織・体制について

第4期中期目標期間の3年目として、新しい組織体制の運用について、現時点で問題は認められない。

(3) 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

2. 会計経理について

(1) 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表および決算報告ならびに事業報告書
会計経理の執行については、法令および独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定の財務諸表および決算報告書は、帳簿および証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また法定監査を行う会計監査人により、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

(2) 契約の締結および執行

随意契約の随意契約事前確認公募への移行とともに、一者応札についての調査検討など、公正な執行に努めていることを確認した。

(3) 資産の取得、管理および処分

学振本部において定期的の実査が行われていることを確認した。また、海外研究連絡センターについては現地訪問に代えてメール等により確認した。今後とも、引き続き定期的の実査を行うことが肝要である。

3. 重点監査項目について

(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

学振内において、令和2年4月の緊急事態宣言期間中、出勤率80%減という目標をほぼ達成しながら、業務をなんとか進めることができた。しかし、令和3年1月および続く次年度（令和3年4月）の緊急事態宣言期間中は、出勤率30%減にとどまった。リモートワークの困難な業務が季節的に均一ではないことも影響を与えている。こうした経験を今後のリスクマネジメントおよび恒常的な働き方改革に活用すべきであろう。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う業務の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止措置の長期化に対応して、国内外の措置が継続された。各種申請の延期に伴う業務の集中化、各種活動の中止に伴う予算の再配分など、業務はむしろ増加する一方であったため、一部の部署に負担が集中しないよう、学振がワンチームとなった組織的な対応が認められた。

Ⅲ 今後さらなる検討と実施を希望する事項

(1) 新たな広報活動について

令和2年10月に発生した、日本学術会議会員の任命拒否問題を受けて、一般国民の間で日本学術会議と学振とが混同されていたことは、社会的な認知度という課

題をあらわにした。また、学振以外の他のファンディング組織と差別化する必要性からも、有識者から提案されていたように、マスメディアを通じた積極的な情報発信が必要である。例えば、男女共同参画に関わる具体的な活動の開始をアピールするなど、臨時的ないし恒常的に、理事長の記者会見、メディア懇談会、紙面インタビューなどの実施が考えられる。

(2) 情報企画課の人材確保について

学術情報システム上の最大の技術的課題については、維持そのものが困難となりつつある旧来のプログラムを同時代的なソフトに移管（マイグレーション）することによって解消できる見通しが整った。一方、さらに具体的な解決に導く実務は、現在、他大学からの出向による2人があたっている。すなわち、学振内部で同課題を継承する人材に欠けている。

また、全国の研究者からの応募申請と採択課題という、他に類例のない貴重かつ膨大な情報の蓄積は、学術支援の動向を総合的に把握するうえで貴重なデータであり、その分析が大いに期待されている。

すなわち、システム維持ならびにデータ分析の双方に関して人材を早急に確保する必要がある。

(3) 国際統括本部について

同本部は現在、さまざまな部署で実施されている国際的活動について横断的に情報を共有する機能を果たしている。また、コロナ禍のために実施できない諸活動も多い。したがって、コロナ禍の収束した時点でただちに戦略的な機能が果たせるよう、まず業務全般を検討する必要がある。

IV 監事監査への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止措置の長期化は、リスクの認識の低下をもたらすため、内部統制がよりいっそう必要となる状況であると言える。ポストコロナ社会が「新たな生活様式」を採用するのと同様に、学振においても「新たな業務運営」の体制を構築するため、年1回程度各部署より監事に対して報告いただくよう引き続きお願いしたい。